基準(等)の意味や根拠に注意



【環境基準】

人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望 ましい基準

【作業環境の許容濃度】

労働現場で労働者がばく露されても、空気中濃度がこの数値以下であれば、(ほとんどすべての)労働者に健康上の悪影響がみられないと判断される濃度

【室内空気中濃度の指針値】

シックハウス症候群に対処するため、ホルムアルデヒドは短期間の ばく露による毒性を指標に、それ以外は長期ばく露によって起こる 毒性を指標として策定している。

【水道水質基準】

人の健康の保護または生活上の支障を生じるおそれのある50項目に対して設定されている(必ずしも毒性を根拠としていない)。

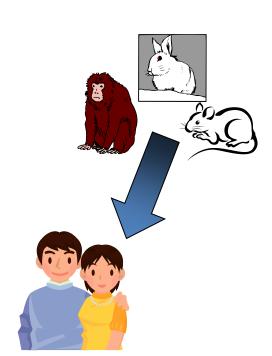
NOAEL(無毒性量)等



信頼性のある最も低い値を採用して設定。その際、動物実験のばく露状況による補正を行った値で評価

安全サイドに立ったスクリーニングを行う初期 リスク評価のために設定されたもの。 実験動物等の知見・情報の質や量は、化学物 質によって大きく異なる。

基準値を設定する際や、化学物質間の相対的な毒性強度を比較するような場合には、評価に用いた無毒性量等を単純に使用せず、更なる詳細な検討を行うことが必要。



臭覚閾値



• o-キシレン

: 038 ppm

・m-キシレン

0.041 ppm

• p-キシレン

: 0.058 ppm

・トルエン

: 0.33 ppm

・ジクロロメタン

160 ppm

公益社団法人 におい・かおり環境協会 より http://orea.or.jp/about/ThresholdsTable.html